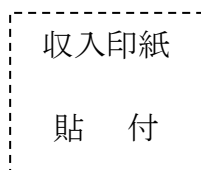


### 別紙3



#### 工事請負附属契約書

令和 年 月 日締結した  
に係る附属契約を次のとおり締結する。

上記工事に係る工事請負契約書第56条第1項に定める「2年以内」は、発注者が別に指示する総合試運転を行う施設にあつては、同条同項の規定にかかわらず次の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡しの日（発注者が別に通知する日）に2年を加えた期間以内とする。また、同条第2項に定める「1年が経過する日まで」は、発注者が別に指示する総合試運転を行う施設にあつては、同条同項の規定にかかわらず次の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡しの日（発注者が別に通知する日）に1年を加えた期間以内とする。

- 一 処理場内ポンプ施設を除くポンプ施設の機械設備及び電気設備
- 二 処理場内ポンプ施設を含む下水処理施設の機械設備及び電気設備
- 三 汚泥処理施設の機械設備及び電気設備

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印